* *	k	<u>لا</u>	<u>ት</u>	¥)									
		<u>方 丙 崩</u> 除 盤 空 杭 一 十 第 除 盤 八 第	除 輸 六 第 除 截 五 第 陳 截 四 第	■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●									
二、 第 第 新 航第 第 第 第 二、 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 <th< th=""><th>附 第 航第 第 附 根第 附 根第 附 時 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1<th>根抗 根抗 根抗 机</th><th>第 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<></th><th>附 第</th></th></th<>	附 第 航第 第 附 根第 附 根第 附 時 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 <th>根抗 根抗 根抗 机</th> <th>第 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<></th> <th>附 第</th>	根抗 根抗 根抗 机	第 1 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<>	附 第									
家 第 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<>	矢 千 伊 風 東 伊第 京 南 東度 門第 第第第第第 第第第第第 1 1 <th1< th=""> 1 <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<>			鹿 具 利 煎 比 龍 ゴ 神 金 妙 炭 川 町 北 青 長 大 和 除 竹 市 神 金 妙 愛 川 町 北 青 長 大 和 除 小 第 日 神 金 妙 愛 川 町 北 青 長 大 和 除 小 第 第 長 大 和 日 神 金 妙 愛 川 町 北 青 長 大 和 除 第 第 第 第 日 第 第 1 <th1< th=""> 1 1 1</th1<>									
所 十七<	浦春陸泉朝山清報八特橫山 大 う 第 萬 丸長唐ᢪ 第 第 第 第 上日 喪錢田 彦澄岡橋 別須嶋 和 日 5 減 丸 第 1 <th>第 山 第<</th> <th>日 請 ご 不 第第第第九神九興升 技 調 ご 不 第第第第九神九興升 技 調 之 次 支 九 空二一、注、和川 香田 川 四四迷代 丸 支 九 設置監監第九第九九 支 大 丸 支 九 設置監監第九第九九 支 大 加 四四迷代 丸 支 九 設置監督第九第九九 支 大 加 四四迷代 丸 支 九 設置監督第二人 支 大 加 四四迷代 丸 支 大 設置 支 大 加 四四迷代 丸 支 大 設務 政務 政務 酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸</th> <th></th>	第 山 第<	日 請 ご 不 第第第第九神九興升 技 調 ご 不 第第第第九神九興升 技 調 之 次 支 九 空二一、注、和川 香田 川 四四迷代 丸 支 九 設置監監第九第九九 支 大 丸 支 九 設置監監第九第九九 支 大 加 四四迷代 丸 支 九 設置監督第九第九九 支 大 加 四四迷代 丸 支 九 設置監督第二人 支 大 加 四四迷代 丸 支 大 設置 支 大 加 四四迷代 丸 支 大 設務 政務 政務 酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸酸										
海 軍 海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道海道		世 吳須 吳須 吳須 須月 世 世 須 吳 鶴 公 賀 賀 賀 賀 賀 賀 賀 世 須 吳 月	横 橫 橫 橫 桥 佐 橫 具 機 橫 須 吳 須 須 須 壯 須 吳 與 須 須 致 賀 賀 賀 松 保 賀 男 異 須 須										
	<u> </u>	長 令 司		合 举 关所 联									
		版 所 所 所 所 自己 自 自 自 自 自 自 自 自 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<>	官長令司隊體六第 官長令司隊體五第 官長令司隊艦囚第	官長令词除极三第 官長令树除极二第 官長令词除极一第 官局 和									
信 第十第十第十第十第十第十第 第十第 第十第 并 第 第 第十第十 第 ↑ 第 ↑ 第 × 所 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便 便	第 1.2 <th1.2< th=""> <th1.2< th=""> <th1.2< th=""></th1.2<></th1.2<></th1.2<>		第 1 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<>	抗 抗									

隊	ł	Ľ			八			妳		隊	Ľ	F W					隊					1	Ľ					四) M	5				V	K.
隊 地	擽	枳	Ţ		ar		相関	{-{ 大地	; 尓 横	副別称	方応	父特祖		陳	ţ	ŧ	ł		枳	2	*	8	s		別隊	料地	F :	Б. Щ	尔 枳		隊	地	*	1	R P	N	âî	 3	}
第三十二號 縣 將 艇	が二十一 編件 解	第二十一號掃海艇	第二十多书计师	ケニーとすまき			のミーニル対称	151-16年文	第二十三縣 許 除	多后法律通信例	こうまで有名目を	父岛海豚抗杂家																											K
郊八通借除 郊八 椚水紙 从地除	ないと目を含め	なしトニキ音文	一	一第五十六票件体		作后 时出来	公ノ十三祥ノ泉山和阿	ちし 一 二 本 と 出 た し た	尔八十五通信除			まがはれ、二百九	第六將水艦花地隊、第六通信隊	•	第六十五著儒隊	第六十三穀偏勝、第六十四穀偏勝、		「そ行たい		前六十二联带隊、 第六十三联 許隊、 第六十三 影許隊、	第十六播海隊	八海山丸、光鳥丸	九大	约 王 汕 们 内		第五十四等端 喻	第五十九縣將隊、第六十縣將隊	膨 泳 丸		第三通信除、第四通信除	- 50	第四十三季省開		济叫十一件指家、 疗叫十二 毕 船 家。	第五十七點潜隊、第五十八點將隊	第二號長安丸、第二長江九、平壤九	商榮九	特 波 舩 新 部 隊	船 部 隊
							教			L								氛						<u>!</u>		-			橫	<u> </u>									新特 花 味 催
					វវ				長			4	æ			司				I				t			ሰ	•		聊)							ji M	i
宜長		ī	11	家		t)	N \$	T		141 141						١	7		Ą	:		ኇ		Ħ		P	ĸ			(M		'n	5				1	Ł
		第八 枳						,	弥七 权	持 地	5 -							1	オカリ							म	1 3 3 年 5 5	5 ī ş					টা	第四根				ī	
	15	操地					1 T	-	峻地	财 词 分 订		1					4 11	' 	ŧ							4) Й	(日本分右換其例						合竹	挑地				ሱ ነነ	

第二次ノニ

(昭和十七年七月十四日現在)